



# 梶 税務 経営 ニュース



編集発行人  
梶税理士事務所  
税理士 梶 義明

〒933-0947  
高岡市本郷1丁目2番7号  
河井ビル2階  
TEL 0766 (25) 7722(代)  
FAX 0766 (25) 7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

11月

(霜月) November

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

日	14	28
月	1	15 29
火	2	16 30
水	3	17
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

## 11月の税務と労務

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 国 税／10月分源泉所得税の納付<br>11月10日                    | 国 税／3月決算法人の中間申告<br>11月30日        |
| 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請<br>11月15日                 | 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告<br>11月30日    |
| 国 税／所得税予定納税額第2期分の納付<br>11月30日                 | 地方税／個人事業税第2期分の納付<br>都道府県の条例で定める日 |
| 国 税／9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)11月30日           |                                  |
| 国 税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合)11月30日 |                                  |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

### ワンポイント 給与所得控除

給与所得は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて計算します。この給与所得控除はサラリーマンの概算必要経費と位置付けられていますが、上限が無いことから高所得者に有利な制度となっているとの指摘があります。政府も見直しを検討しており、来年度税制改正の焦点となりそうです。

# 個人が受ける

# 損害賠償金の取扱い

個人が損害賠償金を受領した場合の課税関係については、複雑で解りにくいという声が多いので、以下ポイントをQ&Aで整理してみます。

Q<sub>1</sub>

加害者から治療費、慰謝料及び損害賠償金などを受け取ったときの取扱いはどうなりますか。

A

交通事故などのために、被害者が次のような治療費、慰謝料、損害賠償金などを受け取った時は、これらの損害賠償金等は非課税となります。

(1) 心身に加えられた損害について支払を受ける慰謝料など  
具体的には、事故による負傷

について受ける治療費や慰謝料、負傷して働けないことによる収益の補償をする損害賠償金などです。

ただし、治療費として受け取った金額は、医療費を補てんする金額になります。したがって、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の金額から差し引くこととなりますが、治療費として受け取った金額が、支払った医療費の金額を超える場合には、その超える部分の金額は他の医療費から差し引く必要はありません。

(2) 不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受ける損害賠償金  
具体的には、車両の破損に対する損害賠償金などです。  
ただし、商品の配送中の事故



で使いものにならなくなった商品について損害賠償金を受け取ったような場合には、収入金額に代わる性質を持つものであり、非課税とはならず、事業所得の収入となります。

(3) 心身又は資産に加えられた損害について支払を受ける見舞金  
非課税となる見舞金は、社会通念上それにふさわしい金額のものに限られますが、収入金額に代わる性質を持つものや役務の対価となる性質を持つものは、非課税所得から除かれます(表参照)。

Q<sub>2</sub>

損害賠償金に対する消費税の取扱いを教えてください。

A

心身又は資産に対して加えられた損害の発生に伴って受ける損害賠償金については、通常は資産の譲渡等の対価に当たりませんが、その損害賠償金が資産の譲渡等の対価に当たるかどうかは、その名称によって判定するのではなく、その実質によって判定すべきものとされています。

したがって、例えば次のような損害賠償金は、その実質からみて資産の譲渡又は貸付、役務の提供の対価に当たり、課税の対象となります。

- ① 損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に対して引き渡される場合において、その資産がそのまま又は軽微な修理を加えることによって使用することができるときにその資産の所有者が收受する損害賠償金
- ② 特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受けた場合に権利者が收受する損害賠償金
- ③ 事務所の明渡しが遅れた場合に賃貸人が收受する損害賠償金

## 損害賠償金等の課税関係

取得原因		課非	具体例		
債務不履行により受ける損害賠償金等		課税	違約金、遅延利息		
必要経費に算入される金額を補てんするために受ける損害賠償金		課税	従業員の給料、一時借店舗の賃借料その他通常の維持管理費用などを補てんするもの		
身体の障害又は心身に加えられた損害につき受ける損害賠償金等	給与又は収益の補償	非課税	給与所得者が加害者から受ける給与の補償料、事業所得者が加害者から受ける収益の補償料		
	慰謝料その他精神的補償料など	非課税	示談金、慰謝料		
	見舞金	非課税	いわゆる災害見舞金で相当なものの。ただし役務の対価たる性質を有するものを除く		
資産の損害につき受ける損害賠償金等	棚卸資産など収入金額に代わる性質を有するもの		課税	棚卸資産の火災保険金、特許権の侵害による補償金	
	店舗、車両などの固定資産	収益の補償		課税	復旧期間中の休業補償金
		資産そのものの損害の補償	補償を約したもの	課税	収用等による漁業権、水利権等が消滅することで受けるもの
			突発的なもの	非課税	店舗の損害により受ける損害賠償金、火災保険金。ただし必要経費に算入される金額を補てんするものを除く
		見舞金		非課税	いわゆる災害見舞金。ただし収入金額に代わる性質を有するものを除く



## 相続税の申告・納税

相続税の申告と納税は、相続や遺贈によって財産をもらった場合に、その課税価格の合計額が基礎控除額を超えるときに必要となります。

したがって、基礎控除額の範囲内であれば、申告や納税をする必要はありません。基礎控除額は次の計算式により算出されます。

**【5千万円＋1千万円×法定相続人の数】**

例えば、法定相続人が4人の場合は、基礎控除額は9千万円になります。

相続税の申告は、被相続人の死亡を知った日の翌日から10ヶ月以内に行うことになっています。

例えば、平成22年9月25日に死亡した場合、平成23年7月25日が申告期限になります。

期限までに申告しなかった場合や、実際にもらった財産の額よりも少ない額を申告

した場合は、本来の税金以外に加算税が課されます。

相続税の申告書の提出先は、死亡した人の住所地を管轄する税務署です。財産をもらった人の住所地ではありませんので、注意が必要です。

相続税の納税は、前述した申告期限までに行うことになっています。

金銭で一度に納付するのが原則で、期限までに納められないときには延滞税が課されます。なお、現金での一括納付が困難な場合のために、延納と物納という特別な制度があります。

延納は何年かに分けて納付する方法で、物納は相続などでもらった財産で納める方法です。

これらの方法を希望する場合には、申告書の提出期限までに税務署に申請書を提出して許可を受ける必要があります。

## 公益法人の継続的取引の基本となる契約書は印紙不要

印紙税法でいう、「継続的取引の基本となる契約書」(第7号文書)は、政令で定める「営業者の間」において取引をする場合のものです。

ここでいう「営業者」は、第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)の非課税規定(いわゆる営業に関しない受取書)を引用しています。

したがって、営業者でない公益法人の締結する継続的取引の基本となる契約書は、不課税文書となります。

さらに、公益法人与取引をしている者が、たとえ営業者であっても、その継続的取引の基本となる契約書自体が不課税文書であるため、その営業者においても、印紙を貼付する必要はありません。

### 別荘の譲渡損の損益通算

別荘のように「生活に通常必要でない資産」の譲渡損失は、他の各種所得との損益通算ができません。

損益通算とは、不動産所得、事業所得、山林所得または譲渡所得(一定の居住用財産に係るもの)の金額の計算上生じた損失の金額を他の各種所得の金額から控除して通算することを行います。

したがって、同じ種類の所得のうち、黒字のものと赤字のものがあり、これを差引計算することは損益通算ではありません。

もし、別荘以外に土地の譲渡益があった場合は、その譲渡益から別荘の譲渡損を控除して、譲渡所得金額を計算することができます。